

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい雇用環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

① 計画期間 令和5年1月1日～令和7年12月31日

② 内容

【目標①】：「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〔対策〕

- ① 令和5年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- ② 令和5年2月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

【目標②】：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

〔対策〕

- ① 令和5年1月～ 相談窓口の設置について検討
- ② 令和5年2月～ 相談窓口の設置について社員への周知

【目標③】：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

〔対策〕

- ① 令和5年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ② 令和5年4月～ 職員、利用者の仕事状況等を調査し検討開始。
- ③ 令和5年10月～ 計画的な取得に向けて委員会を立ち上げる。
- ④ 令和6年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組を開始。